

平成27年度第1回鎌倉市環境審議会会議録

- 1 **開催日時** 平成27年5月26日（火）午後1時から午後3時まで
- 2 **開催場所** 鎌倉市役所第4分庁舎2階 822会議室
- 3 **出席者** 猿田会長、瀬口委員、村田委員、内山委員、郷原委員、小田委員、平井委員、川口委員
- 4 **事務局** 植地環境部次長、柳沢課長補佐、澁谷職員、大野職員
- 5 **議題** (1) 第3期鎌倉市環境基本計画の策定について
(2) その他

6 配付資料

当日配布資料

資料1 「第3期鎌倉市環境基本計画」の構成について

資料2 第3章 基本方針と計画の目標(案)

資料3-1 第4章 計画における環境施策 ⑭エネルギーの有効利用(たたき台)

資料3-2 第4章 計画における環境施策 ⑮災害と環境への取り組み(仮称)
(たたき台)

資料4 平成27年度第1回環境審議会環境基本計画部会における主な意見

資料5 第6章 鎌倉市地球温暖化対策地域推進(実行)計画の改定について

参考資料 「施策の体系一覧表」(環境基本計画担当課調査資料)

参考資料 地球温暖化の「緩和策」と「適応策」について

当日貸出資料

* 鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>

* 鎌倉市環境基本計画 第2期改訂版 一部改訂

* かまくら環境白書(平成26年度版)

* 鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画<改訂版>

* 鎌倉市環境教育推進計画

* 鎌倉市エネルギー基本計画

* 鎌倉市エネルギー実施計画

* 第四次環境基本計画(平成24年4月27日 環境省)

7 会議内容

出席人数の確認後、配布資料の確認を行い、議事に入りました。

議題1 第3期鎌倉市環境基本計画の策定について

猿田会長 それでは議題1に入ります。「第3期鎌倉市環境基本計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

柳沢補佐・澁谷職員 議題(1)「第3期鎌倉市環境基本計画の策定について」説明。

猿田会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。

村田委員 資料2の基本方針と計画の目標(案)についてお伺いします。「⑩自然とのふれあい」の環境教育に関することです。10年ぐらい前から自然保護のボランティアに参加していて感じていたことですが、環境教育に関して、エネルギーに対しては良くやられていると思います。しかし、「鎌倉の自然」に関しては、ボランティアに出ている方は良く知っていますが、そうではない方は「自然はいいね。」程度で終わってしまうようなところがあり、知っている人と知らない人の差が大きいように思います。緑のレンジャーの制度を見ていくと鎌倉の自然体系の多様性等を高めるのに、谷戸の緑さえあれば良いのではなく、谷底に向かう湿地の蛍やドジョウなど多様性の質を高めることが大事だと思います。参加している方はわかっていますが、知らない人が緑さえあれば自然豊かだというだけでなく、斜面の林から湿地まで一体的に保全されていることを知り、実際に参加することが大切だし、生物多様性の質を高めていくような仕組みまでを説明するような意識啓発をするほうが良いと考えています。難しいことではなくて、パンフレットを作る時やホームページを作る時に、そういった知識を市民全体に普及していくと体系的な環境教育がバランスの取れたものになるのではと思います。「⑩自然とのふれあい」ということも癒されて良かったに留まらず、自然に対する意識を高めるところまで、次のアクションに向かうしっかりした仕組みができていると良いと思います。

猿田会長 今のご意見は目標の項目の「⑩生態系の保全」、「⑩自然とのふれあい」、「⑯環境教育の推進」に関してということですね。「⑦緑・水辺」も入るのですか。

村田委員 「⑦緑・水辺」は大きな話なので、おそらく緑政審議会等で審議されていることだと思いますが、環境教育に関することは環境審議会ですので、その連携を取り、生物多様性に関する教育を積極的に行うと良いと思います。

猿田会長 事務局から何かありますか。

柳沢補佐 生物多様性については部会でもわかりにくいという意見をいただいていますので内容を原課と調整する予定です。今、村田委員からいただいたご意見につきましては、自然とのふれあいや生物多様性に関し、さらに踏み込んだ内容で第3期改定に向け調整してまいります。

植地次長 環境教育についても、今回独立していた環境教育推進計画を環境基本計画の中で一緒にしていく形で進めていきますので、そういった表現につきましてもそのような形で改正していきたいと思います。

村田委員 ②の大気の「誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。」のところで、浄化センターが10年後に焼却場になると聞きました。焼却炉の近くに住むとガンになるという話を聞くと、付近に小中学校や幼稚園がありますし、マンションもあります。市民間の公平性を考えてこの付近の方が影響を受け、病気になっていくことがないような仕組みを作って頂きたいと思います。設備がどのくらいの規模で技術革新が進んだという市の画像を拝見しました。法定基準の1/10位に有害物質を抑える形で書いてありましたが、実

際に市でそれができるのか、それを住民に説明して頂きたいです。またその基準値を常にクリアしているという結果を、公表していく仕組みをつくっていただければ、地域の住民も安心できるかと思えます。また、10年ごとに移転したりは出来ないのでしょうか。大気の問題で自分の住んでいる所で深呼吸を楽しめるかな、というのが正直な気持ちです。地域の皆さんが安心できるような仕組みを作って欲しいと思えます。

猿田会長 廃棄物処理施設のことをおっしゃっているのですか。

郷原委員 今の話は環境基本計画から逸脱しています。基本計画なので大きな柱を統一してまとめるところまでが基本計画なので、今言われるような内容は担当課がある訳でそれらに対応すべき話です。そこまで各課に提案をしていくようなことはするべきではないでしょう。

猿田会長 基本的な問題として鎌倉市の現状の廃棄物処理施設が基準などに反するような行為を伴って運営されているようなことはあってはならないことです。

植地次長 基準値内に収まるような施設となっており、定期的な測定もしてきました。市民への公表も定期的にしてきました。現在もごみ処理施設周辺の大気が汚染されているという事実はないという前提で、今回、山崎浄化センターに新設を進めているような状況です。

猿田会長 横浜市の処理施設をはじめとして、日本の廃棄物処理施設に対する公害対策技術は素晴らしいです。他の国と比べてどこにも負けない対策を行っています。処理施設が出来たからといって、周辺でダイオキシンを含めた大気汚染が起きることは、平常に運転されている限りありません。運転開始した後で苦情が来たことは今だかつてありません。私は日本の技術を信頼しています。

郷原委員 先ほど10年ずつ公平性ということで移転という話も出ましたが、むしろ高額な資金をかけて高度の焼却炉で高熱処理が出来るような施設を造り、安定して稼働し、問題を出さないような施設に換えていくべきだと思います。

猿田会長 村田さんがおっしゃったのは、公平性ということで、「皆さんのところでも、焼却施設を近くに持ってきて経験をしなさいよ。」ということですが、新施設建設には高額な費用がかかるので簡単に動かせるものではありません。固定化して立派なものを造りましょう。という考え方です。公平性とは視点が違うのです。全国の自治体が運営している焼却施設煙突から出る煙で苦情がくることはありません。日本の技術はたいしたものです。これは発電所も同じです。日本の発電所は世界有数の環境技術を持っています。そういう点では大気汚染という点に関して、特定の施設を云々ということの心配はないと思えます。むしろ自動車の排気ガスが心配ですね。しかし、最近は車の方も良くなりましたから。焼却施設は、昔は朝、火を起こして、夕方、火を落としていたため、温度が上がるまで、黒い煙を出していました。しかし、現在は24時間稼働なので、燃焼温度も変化なく運転していて、煙突も高くなっていますから安心して深呼吸して下さい。

植地次長 地域の公平性と言ってしまうと、大町の名越クリーンセンターは昭和24年からずっとあそこにありますし、今泉クリーンセンターは今回炉が停止しましたが、昭和31年からありましたので、60年、70年その地域にあったという事実があります。他に

移した時に、新たな地域にも60年、70年設置すべきだろうと、今まで抱えていた地域の方はおっしゃってくる可能性があると思います。地域の公平性と言ってしまうと、これまでの実績からは10年、20年ではやめられなくなってしまいます。

猿田会長 村田委員がおっしゃった生物多様性の方は先ほど柳沢補佐がおっしゃったように、担当課とよく調整して整理してもらいたいと思います。

郷原委員 「環境教育の推進」というところで参考資料に担当課が書いていませんが、それが載っていれば村田委員の言っている内容は反映しやすいかと思います。資料2の基本計画と目標は、説明によるとアンダーラインの2か所と災害と環境の取組というものが追加されることを含めて、環境教育の推進というあたりが変更されるという認識で先ほどの説明を拝聴していました。村田委員は「生態系をさらに突っ込んで追及しなさい。」ということだと思いますが。基本計画に沿うように体系的にまとめると、目標の項目のような内容になるというのが、環境審議会が設立されて最初にできたところの経緯だと思いますが、今回改定に当たっては修正を受けた2か所と追加の部分を見直すことで良いですか。

柳沢補佐 資料2の第3章基本方針と計画の目標（案）について、今の時点で見直す箇所わかっているものは、「⑮災害により想定される環境負荷への取り組み」と、「⑬水の循環」と「⑥歴史的遺産」です。なお、「⑥歴史的遺産」については担当課から世界遺産の文言は修正するというコメントをもらっています。ただ今担当課には照会回答をかけている最中で、6月上旬に戻ってくる予定ですので、その他の見直し箇所があれば次回の部会や審議会にかけていきたいと考えています。

猿田会長 資料2「⑬水の循環利用」とあります。昨年7月に水循環基本法が施行され、それとの関係で大きな意味での水の循環が入ってきます。河川水利用がエネルギーに利用されることもあります。その点の関係を調べておいて下さい。

柳沢補佐 調べておきます。

内山委員 資料2「⑤音」について「自然の醸し出す音を楽しめるまちにします。」とありますが、参考資料を見ますと所管している内容は全て「騒音」です。騒音と音は違うものなので、そこに違和感があります。騒音対策をするのであれば、この目標は違うのではないのでしょうか。具体的なものはこれから所管課から出てくると思うのですが、おそらく騒音対策をされるのではないですか。「音」というと心地よいものだと思いますが。

猿田会長 「大気」では深呼吸を楽しむ、「音」ではやさしい音となっています。環境省では「かおり」に関して日本の「かおり風景百選」を実施しています。藤沢市の鶴沼は「鶴沼、金木犀の住宅街」として、この「かおり風景百選」に入っています。それは悪臭ではなく良い匂いです。ですから「音」についても我々が馴染める水の音などを意味しています。大気、水についてもそれぞれ規制法があります。ですからそれを持ち出して言っているのではなく、環境としての負荷を表しています。騒音に対しては規制法の中で行いますので、それを目標にしているわけではありません。

内山委員 それにしても交通騒音などを無くしたからといって、自然の音が聞こえてくる

わけではありません。用語的な問題だと思うのですが、音と言うと環境とは違うものになります。鎌倉市がこれから一番大変なのは「海岸線の音」海岸対策だと思います。

「自然が醸し出す音を楽しめるまちにします。」となると、相当静かな環境をつくらないといけないので、かなりハードルを上げられているように思います。

植地次長 目指すところは、「自然の音が耳に聞こえてくるように騒音対策をします。」というところでこういう表現にしてあります。今ご指摘の海の騒音に関しても、海の家騒音に関しては、波音が聞こえなくなるような音は出さない、というような考え方により、条例化しました。その実現が可能かどうかと言われますと、難しいところがありますが、究極の目標として、自然が醸し出す音が耳に入ってくるような環境は目指したいということで、このような表現になっています。

猿田会長 今海岸線の話がでましたが、夏泳ぎに来られた方が歌を歌い、音楽をかけ騒音を出すのではなく、波の音が聞けるような環境の方が望ましいということです。20年ほど前に青森県の竜飛岬に東北電力が風力発電を作りました。すると近隣の住民の方から、騒音の苦情が出ました。風力発電の音量としてはそれほど大きくなく、むしろ波の音の方が大きいですが、波の音は生まれた時から聞いているから気にならないが、風力発電の音が気になる。ある程度音の大小ではなく、人工的なものは聞き手の心構えにもよるものがあります。そのように自然の小鳥のさえずりのようなものが聞ける環境を目指すというのが、ここで言いたいことなのです。

郷原委員 つくりだす騒音に対しての、「環境に対する認識を持ち、自然の音を聞ける環境」というのは、最終的な目標に近い気がします。人工的な騒音というものは真空状態でない限りないわけです。何等かの音がする。音が自然に耳に入る。人間が生活している生活音もあります。それが概ねの方に、不快感や被害を与えないものにしようという認識でよいと思います。基本計画の中で挙げるべき項目の中に、空気・水・音・匂いという五感に訴える物を上げる必要はありませんが、発生音というのは他の法律での規制もありえますが、基本計画にもあるということで記載しても良いと思います。

猿田会長 目標の表現は、物理的な表現ではありません。どちらかといえば文学的です。ご指摘を受けてみると難しいですね。良い表現があったら教えてください。

川口委員 6章についてですが、温暖化についてはかなり範囲が広く、温暖化してしまった場合など、ここも目標の設定が難しいと思います。ダメだった場合の緩和策を考えなくてははいけません。温暖化してしまった場合の想定が広い範囲になりますが、どこまでを想定していますか。

澁谷職員 適応に関しては「適応施策に向けた基礎を作る」というあいまいな表現にさせて頂いています。現状では庁内で温暖化が進んでの適応という観点から、施策を考えているセクションは環境政策課だけです。今後10年、20年、30年とみて行った時に、おそらく適応施策というのは、もう少し全庁的に取り組まなくてはならない課題になると思います。そのための一つ目として、環境政策課が各課の施策をまとめ、地球温暖化の適応策ということで、他のセクションにも知ってもらおうというレベルで皆さんに頭出しをして頂くのはどうかと考えています。それからまた次の改訂へと進んだ時、さらに具体

的に、また全庁的にまとめたいと考えています。

植地次長 今回の段階では「温暖化は進んでいる」という共通認識を、庁内で持つということです。対応策、緩和策では済まない状況に入っているということを経済認識として持ち、今回の計画の中では温暖化に適応するための方策、今までのように温室効果ガス削減の施策だけでなく、実際に温暖化になった状況にどう適応していくかという施策を盛り込んでいくということです。

川口委員 緑のカーテンのような比較的取り組みやすい政策などを整理しておくのは意義がありますね。本格的に温暖化は進行中という考え方をしたほうが良いでしょうね。

郷原委員 5章は以前あったものをひとつの章にまとめたもので、6章は初めて入れるものですね。温暖化対策計画というのは鎌倉市の環境基本計画に、当時も温暖化が騒がれていたのですが、市が単独で考えるような内容ではないということで、除外した記憶があります。今回先ほどの説明を受けると、二酸化炭素のみ基準にする算定方法を設けた項目を入れるという考え方で、省エネで電力を20%削減する方法を模索するのが基本計画なのかと思っています。二酸化炭素のみの項目で算定するという、基本計画の中に新たに加わる手法は有識者の方に考えて頂ければと思いますが、最初のベースが出来ないことには温暖化が進行した時の危惧といわれても、まず基準年度が27年度であるならば、その年度の排出量の基本を把握できるようにすることしかないと思います。また、電力以外を起源とする二酸化炭素とは、何を想定している話なのですか。電力のうち火力発電を抑えて原子力に戻せば良いという話ではないですよ。それはまた別の問題を提示することになってしまいますね。現在、原子力がさほど稼働してない段階での電力供給を受けているベースの排出量がトップであれば、火力の比重が落ちてくれば軽減していく方向に向かうと思います。二酸化炭素の排出量を推計していくしかないと思います。電力以外での二酸化炭素の排出原因は何かを明確にしていくことですね。今わかりますか。

澁谷職員 目標設定については、まず基準年度を記載し忘れてしまい申し訳ございません。これはエネルギー基本計画と併せて平成22年度基準です。エネルギー基本計画と同じ計画スパンで進めていこうと考えています。電力以外の排出起源ですが、自動車からの排ガス、天然ガスやプロパンガスを使用するボイラーからの排出ガスがあります。

郷原委員 家庭で使用しているものですか。

澁谷職員 そうです。こちらは推計値ということで、途中ではありますが出したものです。二酸化炭素の排出量というのはどうしても推計値になってしまいます。例えば神奈川県全体で、積み上げの方式でどのくらいの二酸化炭素を排出しているかを算出したものに、世帯数が何件あるから神奈川県で排出した二酸化炭素のうち、これくらいは鎌倉市から出ているという計算になるので、家庭のガス給湯器も入ってきます。また工場のボイラーも入ってきます。

小田委員 資料5の最後の2行のところに関して、国は26%削減をめざす。ある意味でそれより頑張るわけですね、33%をめざすというのは。最後の2行で「将来の温暖化進行をにらみ、次期計画から温暖化した気候に適応するための施策を推進するための目標も

設定します。」と書いてあるのでこれが33%削減に失敗した時の事を書いているような気がしまして、先ほどおっしゃったように既に始まっているわけですから、温暖化進行をにらんでから次期計画からやりなおすのではなく、既に行っていてできる事から行っていくとして頂いたほうがいいのではないかと思います。

内山委員 資料3-2の「災害と環境への取り組み」の中で「平時から廃棄物処理の広域的な連携体制の構築、仮置き場の確保等を推進する必要があります。」と書いてあります。これは市でないとできないことです。また、次のし尿関係ですが、ここではいきなり生活用水の公衆衛生を確保するとなっています。公衆衛生となると環境ではなくなってしまうと思います。実際に各自治体が非常に苦勞されているのは仮設トイレの問題なのだと思います。それを水処理施設の緊急措置と話をつなげているのが現実的ではないと思います。所管するところが見ていくところだと思いますが、尚且つ、上を見ていくと「水関係への影響を最小化する施策を進めていきます。」とありますが、水環境よりまずは病気が蔓延するのを防ぐことが先行する話なので、廃棄物とし尿の話のところは公衆衛生となると、所管するところが異なると思います。

柳沢補佐 頂いたご意見を検討したいと思います。

猿田会長 担当課でも考えていると思いますので、それをどう取り入れていくか調整して下さい。

郷原委員 前回の震災を踏まえた話の時に、最初にインフラを復旧させるためには、まず震災で崩壊したものを廃棄物として撤去し、次にライフラインをどのように戻していくか、そして最後が廃棄、し尿処理の話だと思います。災害時の内容はこれから詰めていく問題で、これから提案していただき新たに公衆衛生と分けて整理すればいいと思います。鎌倉市は生活圏が多いので、生活を災害時にいかに普及させていくかを、策定してほしいという模索の中から、現況の課題として提案した内容だという経緯があります。下水道が99%ぐらい普及されて、それまでし尿回収車によって処理するようなものが、この環境基本計画がここまで来ている間に、下水道普及率がほぼ100%に近い程度まで整備されてきていると、震災時に、停電でポンプが止まり下水管にすべてのし尿が詰まってしまった時に、最終処分場までの網を復旧できるのかという疑問からも、せっかく整備されたものが震災等の大規模な災害を受けた時に復旧できるのか、復旧までに要する時間仮設トイレなどの対応策については所管課が実施計画を策定するのだと思います。

内山委員 私は環境基本計画としての話をしています。話されていることは非常に重要な内容だと思います。環境基本計画での部分で整理していただいたらと話しています。

郷原委員 基本計画は緩い成果を得ていけばいいものですが、災害時は災害により一時大ダメージを受け環境が変わった時、最小限にとどめることも考慮しておいた方がいいのではないかと思います。東日本大震災後の捉え方だと思います。それが環境基本計画にも震災を踏まえた上で、記載されるべき内容だと思います。

猿田会長 環境基本計画の中で災害時の場合が新たに入るわけです。それはあくまで基本的な考え方であって、仮設トイレが何個必要かというような個別の対応策は、防災担当課が行うことでそれをどのように明記していくかだと思います。それを整理し、環境基

本計画に基づいて担当課もきめ細かくやってくださいというように、指導力を発揮しなければいけません。処理場までどう繋げるかは環境基本分野が行うことではなく、担当部署が適量にきちんとやらなければならないということを指摘し、それをきちんと整理することです。

柳沢補佐 そういった流れを考えております。防災などの関連課にもそのような話で持って行きたいと考えています。

小田委員 個人的な違和感は、基本計画は基本的に平常時を対象にしている、エネルギーのところでは非常時でもこういった役立ち方がありますといった扱いをしていると思いますが、ここだけは非常時が中心にかかれ、やれることは行政のやれることがほとんどで、市民にとって何が必要で何をやらなくてはならないかという視点が増えてくると目線が統一できて良いかなと思います。

柳沢補佐 今の小田委員のご意見を踏まえまして、その体制についてそのような視点を盛り込んでいきたいと思っています。

瀬口委員 環境基本計画の第5章推進体制と進行管理（P103）についてですが、P104の真ん中の図の所に「かまくら環境保全推進会議」とあります。前ページに「市民、事業者、市が協働する組織」と記載されていますが、私は鎌倉に来て環境活動をしているのですが、このような組織があることをほとんど認識していませんでした。また、私は今年から川崎市の地球温暖化対策防止活動推進センターの仕事をさせて頂いています。地球温暖化対策と名前がついていますが、結局温暖化はあらゆる廃棄物やエネルギーがすべてつながっています。また市内で環境の活動をされている方の拠点になっていて、横のつながりも出来ていて、行政だけでなく事業者も協働するという体制に共感できます。もちろん川崎市と鎌倉市でいろいろな条件が違いますが、横の連携について、図を書くだけでなく事業者と連携するというのが、私が参加するところでもできていないので、計画の策定にあたって連携の体制作りというのを、もう一度しっかり盛り込んでいただきたいと思っています。実行する組織の名前は書いてあるのですが、どういうことをやっているのかもわからないので機能するような体制、または機能しないのであれば新たな体制を作り直すということをしていただけたらと思います。

柳沢補佐 保全推進会議につきましては、本日の傍聴でいらした岩田さんが保全推進会議の委員で、地球温暖化対策への取組として、市主催の夏休みの自然観察会において、子どもたちにビオトープなどの啓発授業を行っていただいています。あまり知られていないということなので、事務局のほうで授業についてPRしていかなければいけないと考えております。

瀬口委員 広報に載せるとかそういう問題ではないと思います。たとえば逗子市でも環境基本計画に基づいて環境会議があって、年に1度、温暖化、ごみ、自然関係で一緒にイベントを開くということを行っていて、市内で活動している方々が一堂に会する機会を作ったりしています。そういった連携の体制を作っていきませんかという意味です。

植地次長 最終的には市が進めようとしている環境への施策を市民や事業者の方に広めて、皆さんにもそのような意識を持っていただき、みなさんに活動して頂くというのが最終

の目指す姿だと思います。一緒に行事をやるといった1回だけの活動で終わるのではなく、時間はかかるとはありますが市の考えがきちんと浸透してあらゆる場面に反映していくよう進めていくべきだと思っています。

瀬口委員 どういう体制をつくれば連携が進むのかということはこの場だけではなく、市民の方や事業者の方々と話し合いを進めていく場が必要なのではないかと思います。それも含めて見直しをして頂きたいです。

植地次長 おそらく特定の事業者、特定の市民団体だけと連携していくのではなく、市全体で最終的にやっていくのが理想の形であると思いますので、地道に市の施策を皆さんにお知らせしてあるべき姿に近づけていくよう見直していきたいと思います。

川口委員 白書の後ろのほうに市民団体の活動が載っています。今、瀬口委員がおっしゃられたのは川崎市の環境基本計画等のことなのでしょうが、どこかの場所を作って何をというよりは、同じような活動の団体同士が、それぞれつながって行くことではないでしょうか。体制として作るのではなく。

瀬口委員 白書の後ろですが、今載っている団体がバラバラにやっていることをとりあえず載せていただいたというところですが、計画では組織の連携体制と書かれている以上は機能しているのかいないのか。活かすのであればどういうふうに掲載するのか、もしくは見直すならどういうふうに変えていけば機能するのかを検討するべきではないでしょうか。

猿田会長 それを基本計画の中に載せるのですか。

瀬口委員 基本計画の中に書いてあるので。

猿田会長 行うことは書いていません。連携をどうするかという内容です。

瀬口委員 それを改定後も同じ文言、図を載せるということにするのか。違う体制なり、違う組織なりを載せるのかということです。

猿田会長 全てが行政の責任なのかという問題をいつも感じるのです。こういう組織がたくさんあるのならば、その組織が連携するようなことが民間から起こっても良いのです。それを全部行政がやらないからできませんではなく、皆さんがグループ同士で手を携える手段を講じてみたらどうですか。逆に自治体がそれを引き上げたらどうですか。全て行えないのは自治体の責任だという事に対しては異論があります。

植地次長 現在の進行管理につきましても、今回見直すつもりでいますので、具体的にここをこうした方がいいということをごんごんおっしゃっていただければと思います。

猿田会長 なにか集まりが出来るようなものが行政のほうで出来るなら、例えば市民集会のようなものを環境記念日などにやるという方法もあります。また、白書で示した団体から同士が連携を起こしても良いのだと思います。

瀬口委員 行政の方にも市民の方にも責任があるということですね。今年度白書に載せる以外にもできる事があるだろうと申しあげたい。

猿田会長 そうです。固定観念で受け止めないことです。

郷原委員 まとめるにあたってそういう活動をしている方々の活動報告を挙げて下さい。と環境政策課から問いかけがあったうえでここに載せているのだと思います。第5章の

ことではどこが中心になって推進、発展させていくかという問題にはいって行けば良いのではないのでしょうか。

瀬口委員 横断的にやってこそできる事があると思うのです。全部つながっていることではないですか。

郷原委員 必ずしもそうとは限りません。

瀬口委員 普段の活動は個別にやっていて良いと思います。

郷原委員 その活動を連携させる必要があるのですか。

瀬口委員 それが環境教育だと思うのです。

猿田会長 連携させることが環境教育だと限定されては困ります。

瀬口委員 それはそうです。私がいろいろな事例を見てきているので、鎌倉では人材もいますし、うまく連携していけそうだと思うので申し上げているわけです。そして基本計画の中で位置付けていただきたいと申しあげているのです。

猿田会長 それを基本計画の中で明記しなくてはできないことではないです。今でも位置づけています。

郷原委員 104ページに書いてあります。

瀬口委員 その図があることは先に申し上げています。その図の組織のかまくら環境保全推進会議が市民に向けて影響力があることをやっているのか、環境活動をしている私たちにも見えないので申し上げているのです。

川口委員 それぞれの団体がやっていることがわれわれも把握しているわけではないし、最初は市民側から発生しているものだと思うのですね。鎌倉の場合は環境問題に対し良い対策をたくさん持っていられるので、いくらでも発展する可能性はあると思います。そこは個人と個人の繋がりからはじまるのではないかなと思います。

瀬口委員 それが出来ていないからある程度のコーディネートが必要だと思うのです。このような地域の活動をされている方は、年配の方が多いので世代交代がなかなか出来ないという問題があります。そういう意味でも年配の方々と若い方々のグループは放っておくと接点がありません。ですからサポートという形でも行政のコーディネートがある程度必要だといろいろな事例を見て思いました。

猿田会長 ご意見として今日は承ります。今後も行政がどう対応できるかということも含めて検討していきましょう。

「その他」について

植地次長 それでは、2点ほどご説明します。まず1点目ですが、本日審議会の議事録の確認につきまして、議事録の案を作成のうえ、内容確認の依頼を送付させていただいたと思いますので、ご協力をお願い致します。2点目は、今後のスケジュールについて、次回審議会部会の開催時期は、7月中・下旬頃、審議会は8月下旬ごろを想定していますので、日程につきましては、今後改めて調整のお知らせをさせていただきます。メールまたはお電話でご連絡をさせていただく予定ですので、ご協力をよろしくお願い致します。

猿田会長 それでは、ただいまの「その他」の説明について、ご質問、ご意見はございますか。他にご意見が無いようでしたら、「その他」を終了します。以上で本日の議事は終了しましたが、事務局から何かありますでしょうか。それでは、次回の部会と審議会は、日程が決まりましたら事務局からお知らせください。よろしくお願いいたします。以上で本日の議事を終了しましたので、閉会といたします。